

令和5年度

志摩市一般会計等財政健全化審査意見書

志摩市公営企業会計経営健全化審査意見書

志摩市監査委員

監 査 第 27 号
令和 6年 8月19日

志摩市長 橋 爪 政 吉 様

志摩市監査委員 中 島 郁 弘

志摩市監査委員 下 村 卓 也

令和5年度志摩市一般会計等財政健全化審査意見書及び
志摩市公営企業会計経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について志摩市監査基準に基づき審査を行った結果、次のとおりその意見を提出する。

目 次

志摩市一般会計等財政健全化審査意見書	1
志摩市水道事業会計経営健全化審査意見書	2
志摩市下水道事業会計経営健全化審査意見書	3
志摩市立国民健康保険病院事業会計経営健全化審査意見書	4

令和5年度 志摩市一般会計等財政健全化審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年7月25日 ～ 令和6年8月19日

3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位:%)

健全化判断比率	令和5年度	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	—	12.74	
② 連結実質赤字比率	—	17.74	
③ 実質公債費比率	8.8	25.0	
④ 将来負担比率	15.4	350.0	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和5年度の実質収支は 695,586 千円で黒字となっているので、実質赤字比率は数値として表示されない。これは、早期健全化基準の 12.74%と比較すると下回っている。

② 連結実質赤字比率について

令和5年度の連結実質収支も 3,460,643 千円で黒字となっているので、連結実質赤字比率は数値として表示されない。これは、早期健全化基準の 17.74%と比較すると下回っている。

③ 実質公債費比率について

令和5年度の実質公債費比率は 8.8%となっており、早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを下回っている。

⑤ 将来負担比率について

令和5年度の将来負担比率は 15.4%となっており、早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘する事項はない。

※一般会計等とは、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計である。

令和5年度 志摩市水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年6月21日 ～ 令和6年8月19日

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位:%)

比 率 名	令和5年度	経営健全化基準	備 考
資 金 不 足 比 率	—	20.0	

(2) 個別意見

資金不足比率について

審査に付された「資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類」から確認すると、流動資産額は、2,385,095千円、流動負債額から企業債等を除いた金額は184,354千円となる。資産が負債を大きく上回っていることから分かるように、資金が不足している状態ではないため、資金不足比率は数値として表示されない。

したがって、経営健全化基準の20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘する事項はない。

令和5年度 志摩市下水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年6月21日 ～ 令和6年8月19日

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位:%)

比 率 名	令和5年度	経営健全化基準	備 考
資 金 不 足 比 率	—	20.0	

(2) 個別意見

資金不足比率について

審査に付された「資金不足比率の算定となる事項を記載した書類」から確認すると、流動資産額は 89,116 千円、流動負債額から企業債等を除いた金額は 45,152 千円となる。

資産が負債を上回っていることから分かるように、資金が不足している状態ではないため、資金不足比率は数値として表示されない。

したがって、経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和5年度 志摩市立国民健康保険病院事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年6月21日 ～ 令和6年8月19日

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位:%)

比率名	令和5年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	—	20.0	

(2) 個別意見

資金不足比率について

審査に付された「資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類」から確認すると、流動資産額 210,553 千円より流動負債の企業債等を除いた 107,059 千円と算入地方債 13,137 千円を除いた額は 90,357 千円となる。資産が負債を上回っていることから分かるように、資金が不足している状態ではないため、資金不足比率は数値として表示されない。

したがって、経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘する事項はない。